

第1章 第2期西東京市文化財保存・活用計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

■ 文化財とは

文化財とは、長い歴史の中ではぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。文化財があらわしている地域の歴史文化は、人々の営みと密接に関わりながら地域に深く根ざし、その地域を特徴付ける風土や気風、その土地らしさなどにも影響を与え、地域への誇りや自らのアイデンティティにもつながっています。

文化財は、先人たちが築き、今につなげたまちの宝であり、それを守り、未来につなぐことは今を生きる我々の重要な責務といえます。

■ 国や社会の動向

国の文化財保護は、1950年（昭和25年）に制定された文化財保護法に基づき、文化財を類型ごとの特性に応じて保存・活用するための措置が講じられたことからスタートし、文化財類型や保護制度の創設・拡充が進められてきました。

当初は美術工芸品や建造物、文書などの歴史資料に限定されていた文化財の類型ですが、1975年（昭和50年）の文化財保護法の改正では、伝統的建造物群保存地区制度や無形の民俗文化財についての新たな指定制度が創設されるとともに、文化財保存技術についても保護対象となりました。2004年（平成16年）には文化財保護法の一部改正により文化的景観と民俗技術が保護対象となり、その範囲はとてつもなく広がっています。

また、制度も、指定といったいわゆる文化財を固定して保護する制度だけでなく、登録制度といった緩やかな保護制度が1996年（平成8年）に有形文化財（建造物）に対して創設され、その後逐次対象を拡大しながら、2022年（令和4年）には全ての類型に広げられ、文化財の把握や守り方が多様で柔軟になってきています。

しかしながら、このように保護制度の充実が図られているものの、社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化、経済の低迷等により、文化財を保護していくことが困難な事例が増加しています。

一方、2011年（平成23年）に起こった東日本大震災をはじめとした大規模災害や首里城の焼失など文化財の存続に直接かかわる事件の頻発と、その後の復興・修復に向かう中での人々の文化財に対する行動は、改めて文化財がいかに脆弱なものであるかということ、しかし文化財が我々の生活にいかに必要不可欠であるかということを経験にしました。

そこで、国は2018年（平成30年）に大きな転換ともいえる文化財保護法の改正（以後「30年改正」）に踏み切りました。そこではこれまで指定や登録といったいわ

ゆる「選択された文化財」を手厚く守ることに重点を置いていた見方を変え、未指定の文化財や文化財の周辺にある文化財のための技術や環境、それに携わる人なども含めて把握し、守り、未来へ継承することが求められています。

さらに、積極的な活用が推奨され、「まちづくり」「観光」といった面にも文化財が活かされることを求められるようになりました。「文化芸術基本法（2017年改正）」「博物館法（2021年改正）」といった文化財保護にとって大きな影響のある法律も改正され、この方向性はより一層明確になっています。

また、これまでは国や都道府県、市町村といった行政が主体となり保護していた文化財を、市民や関連する様々な団体なども含め、「地域総がかり」で守っていくことが必要であるとしました。

これらの考え方は、「30年改正」に先立ち2007年（平成19年）に提唱され、国が策定を推奨している「歴史文化基本構想」にも明確に示されています。

加えて「30年改正」では、文化財の保存・活用に関するマスタープランである「歴史文化基本構想」に加え、実際の活動や施策（措置）であるアクションプランも盛り込んだ「文化財保存活用大綱（以下「大綱」）」（都道府県）・「文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」）」（市町村）の策定が求められるようになり、現在、各自治体が、国の指針の下、それぞれの地域の個性豊かな文化財を守る計画を策定しているところです。

そのように、文化財の活用が以前に増して推奨され始めた矢先の2020年（令和2年）には、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、世界は「新しい日常」への転換を余儀なくされました。その中で、経済の低迷などを受け、最初は価値が低く見られがちだった歴史、文化、芸術などが、実は心の安定や生活の豊かさにはなくてはならないものであるということが浸透してきました。また、デジタル技術を用いたオンライン発信やバーチャルミュージアムなどの手法も開発され、文化財の活用はより幅広くなってきています。

さらに、テレワークの広がりや住むまち、働くまちの選択を上げ、選ばれるまちになるため、多様なまちの魅力が重視されるようになりました。持続可能な社会を目指すSDGs、また物の豊かさから心の豊かさへといった転換は近年注目されているウェルビーイングという概念を生み、文化財にはそれらに貢献できる役割が認められてきました。

■ 市の動向

西東京市では、合併前の田無市、保谷市の2市による文化財保護の流れを引き継ぎ、2001年（平成13年）に「西東京市文化財保護条例」を制定し、2003年（平成15年）には、国が掲げた新しい文化概念を盛り込んだ「西東京市文化財指定基準」を設け、文化財指定制度を充実させています。また、2002年（平成14年）には、田無市、保谷市の展示施設を統合し、西原総合教育施設内に郷土資料室を設置し、文化財の管理・活用の拠点としています。2007年（平成19年）4月には、市内最大の遺跡

である^{したのや}下野谷遺跡の一部を公有地化し、下野谷遺跡公園を開園、その後、2015年（平成27年）3月に国史跡として指定され、現在、国や東京都と連携を図り、周辺環境も含めた保存、活用、整備を進めています。

2016年（平成28年）3月には、国の推奨する歴史文化基本構想の考え方を基盤とし、文化財を確実に保全して未来につなげるために、歴史文化を身近なものとし、文化財の保存活用を推進する為のマスタープランと実施プログラム（アクションプラン）を併せたものとして、西東京市では初めての文化財単独の計画となる「西東京市文化財保存・活用計画」を策定しました。

その際定めた計画期間の8年が経過したこと、さらに前述した社会環境などが大きく変わってきていること、法改正を含めた国の方針の変化もあり、第1期計画策定からの8年間を評価し、計画を見直す時期が来ています。

（2）目的

「西東京市文化財保存・活用計画」は、当時の社会状況や市の状況を背景に、本市の歴史文化及び文化財を自然環境や景観等周辺環境を含めて総合的に捉え直し、新たな価値の創造と魅力あるまちづくりを推進するための基本理念及びその実施プログラムとして策定しました。

計画策定作業中の2年間には、教育委員会社会教育課の中に「文化財係」が創設され、下野谷遺跡が国の史跡に指定されるなどといった、文化財保護を推進する大きな変化がありました。また、この計画が、市としては初めての文化財に特化した計画であったことも関係し、主に行政がなすべきことが述べられています。

今回策定する「第2期文化財保存・活用計画」では、前計画期間の8年間を評価し、達成できたこととできなかったこと、社会の変化などで生まれた新たな課題を浮き彫りにします。

また、国が計画を推奨している「文化財保存活用地域計画」の策定も視野に入れ、文化財の保存と活用をさらに確実に進めるために「地域総がかりでの文化財の保護（保存と活用）」を柱とするアクションプランとしての側面を強めたものとします。

特に、本計画では、市民が主役となる取組や、市民の文化財への興味・関心・行動する力の高さを活かすための取組を多く掲げます。

西東京市の文化財保護の大きな特徴として、関わる市民のポテンシャルの高さがあげられます。

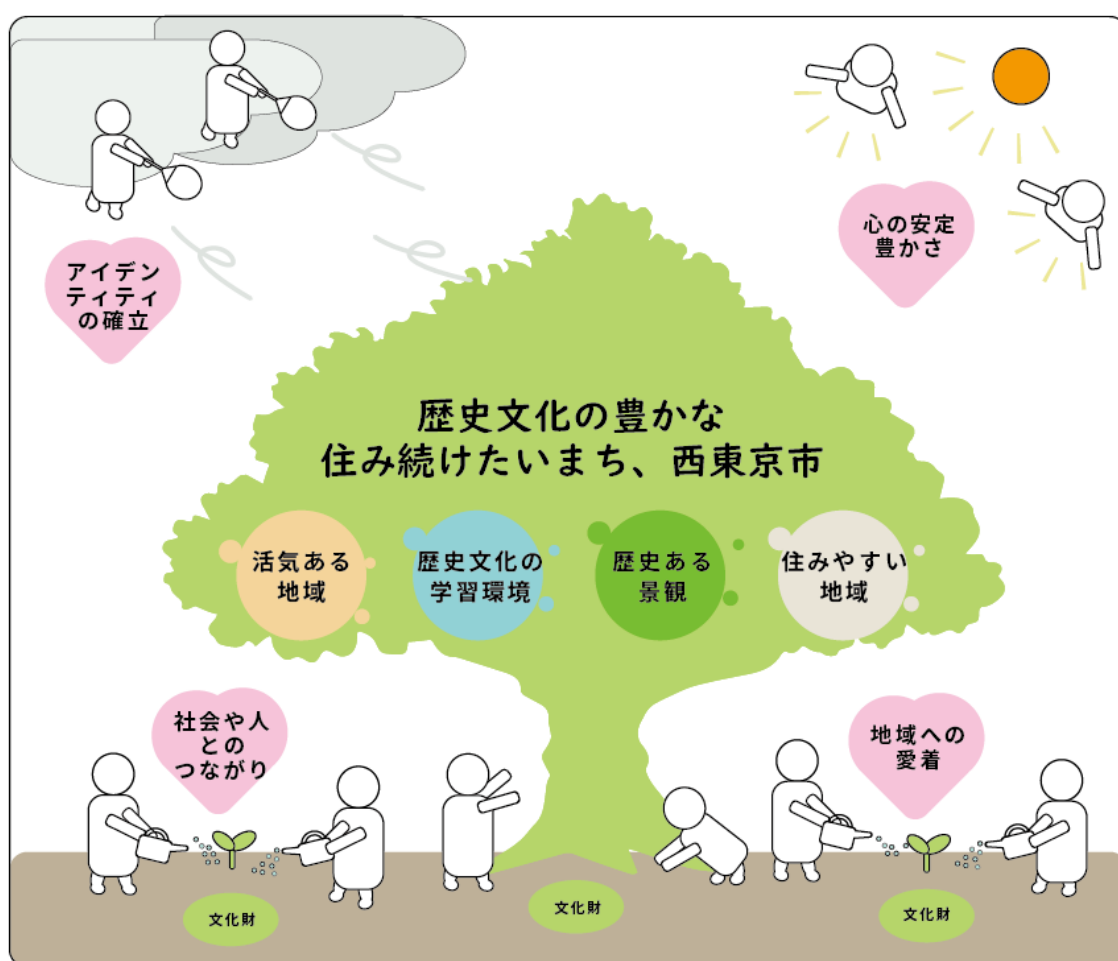
先にあげた下野谷遺跡の保存や国史跡指定には、市民の歴史文化を学ぶ団体が連合して作った「下野谷遺跡保存協議会」の活動や、2023年（令和5年）で17回を数えた「縄文の森の秋まつり」の実施、市民と専門の研究者がともに行っている土器に残された植物などの痕跡を研究する「^{あっこんくらぶ}圧痕倶楽部」の活動など、市民活動の活発さが強い後押しになりました。

また、かつて保谷にあった「民族学博物館」について深く掘り下げ、シンポジウムや本の刊行を行った団体や、合併前から続く地方史研究会、屋敷林や武蔵野の雑木林

などの文化的景観の保存に日々活動している団体など、その力は豊かで強いものがあります。

近年ではそういった団体が連合し、文化財を適切に保存、研究、公開し、また市民が主体的に活躍することもできる「地域博物館」の設置を求める動きもあります。

そのような力を活かし、市民・所有者・関係団体・行政など「地域総がかり」で文化財を保護し、地域の歴史文化を未来につなぐことが「魅力的なまち」や「豊かな心」を生み、一人一人が豊かに生きることのできる「住みやすいまち」「住み続けたいまち」西東京市につながります。そのためには、多くの市民が文化財に触れ、関わることのできる環境づくりが必要です。



【地域総がかりで文化財を守り育てる】

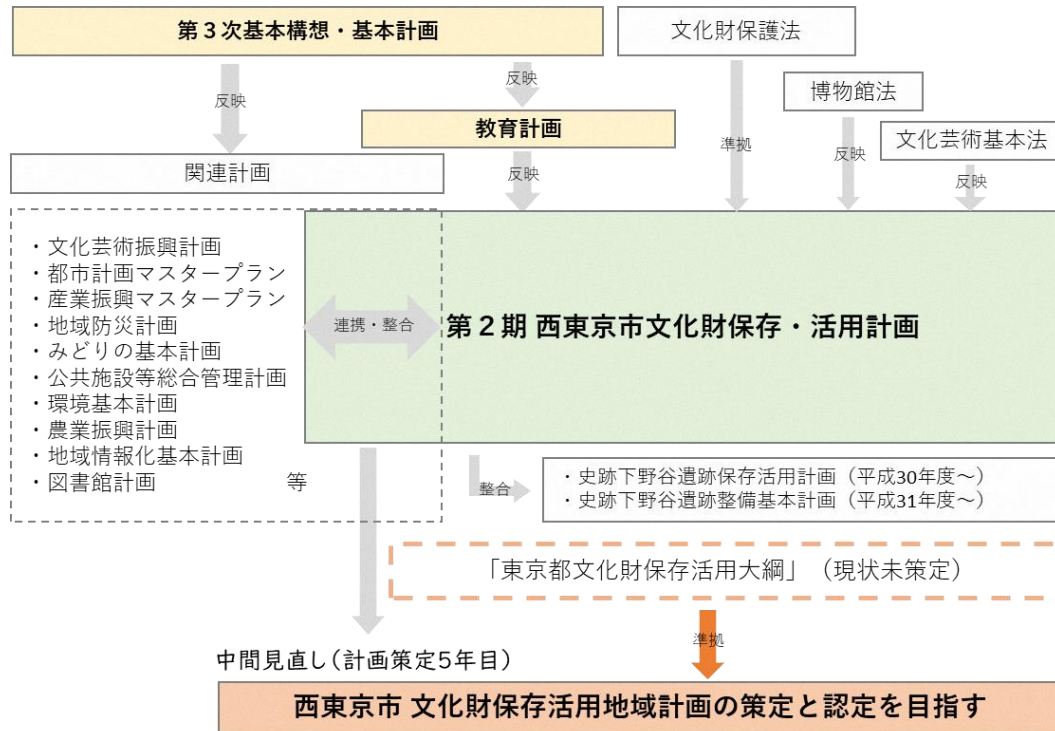
2 計画の位置付け

(1) 行政上の位置付け

本計画は、市の「第3次基本構想・基本計画」及び「教育計画」との整合を図りながら、文化芸術振興計画、産業振興マスタープランなど他の分野別計画と連携し、今後の文化財の保存・活用の基本構想と施策を包含するものとします。

(2) 文化財保存活用地域計画との関連性

「1 計画策定の背景と目的」でも述べたとおり、文化財保護法の「30年改正」により市町村には都道府県の策定する「大綱」に基づいた「文化財保存活用地域計画」の策定と文化庁による認定が義務付けられています（法定計画）。本市が策定した「西東京市文化財保存・活用計画」は、国の「文化財保存活用地域計画」策定指針で必要とされている項目をほぼ網羅しています。しかし、計画と整合性を取るものが求められている東京都の大綱はまだできていません。そこで「第2期西東京市文化財保存・活用計画」は中間見直しの機会を設け、その時点で「文化財保存活用地域計画」として更新し、認定を受けることを目指します。



(3) 計画期間

文化財の保護には長期的な展望が必要なため、第2期文化財保存・活用計画の計画期間は、2024年度（令和6年度）から2033年度（令和15年度）までの10年間としますが、計画期間の中間である2028年度（令和10年度）に中間見直しを行い、策定が予定されている東京都の大綱に整合するよう計画を更新し、文化庁からの「文化財保存活用地域計画」としての認定を目指します。

3 計画の対象となる文化財の範囲と把握の方針

「文化財」にはどのようなものがあるのでしょうか。研究者が研究対象とする難しく堅苦しいものばかりだと考えているなら、少し違います。文化財はあなたの周りにたくさんある、地域の人々が暮らしてきた中で作られ、今まで残されてきた様々なもの全てです。

これまでは、それらを類型に分け、その中で特に大切なもの、これからも確実に残すべきものを選んで、重点的に保護してきました。

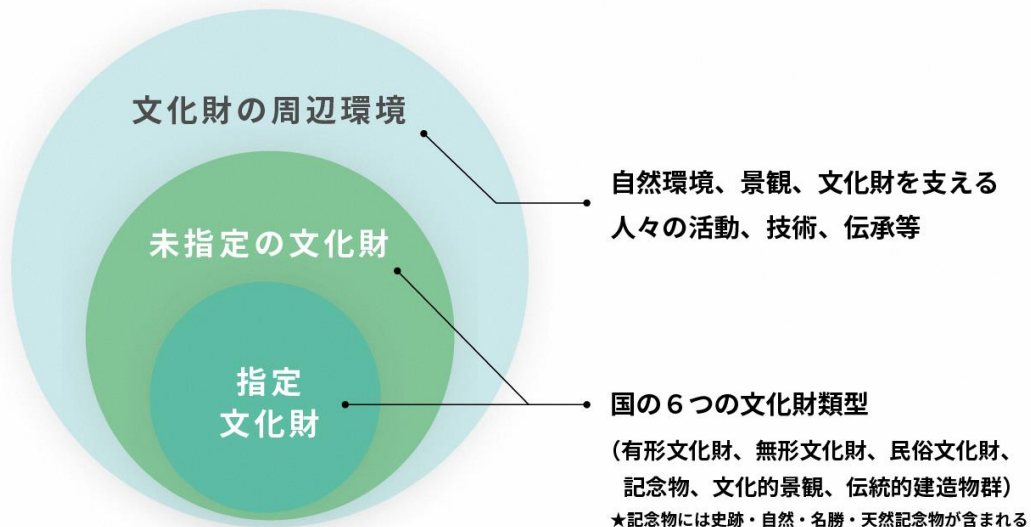
例えば、西東京市文化財保護条例では、市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に貢献することを目的とし、国や都の考え方を基に、6つの種類（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、旧跡、記念物）の文化財類型を掲げ、特に重要なものを「西東京市指定文化財」として位置付け、確実に保護してきました。

近年そういった指定文化財のみならず未指定の文化財や文化財の周辺環境も含め、幅広く守る必要性があげられてきました。国の「歴史文化基本構想」策定指針においては、地域に存在する歴史文化が様々な表れた形を「文化財」として、歴史的、文化的、地域的関連性等に基づいて一定のまとまりを持った文化財群を把握し、総合的に保護していく考え方が示されており、「(第1期)西東京市文化財保存・活用計画」でも、この考え方にのっとった理念や目標、施策を掲げました。

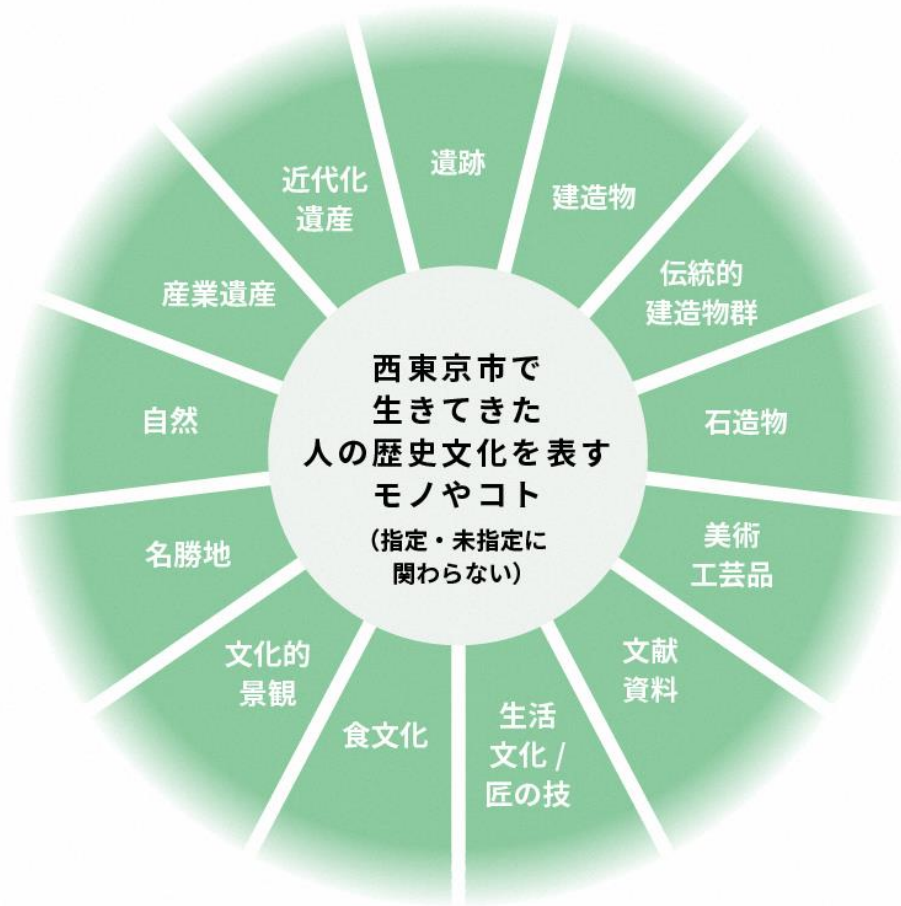
例えば文化財には、自然景観、文化的景観、遺跡、建造物、石造物、美術工芸品、民具、民俗芸能、民俗技術、文献資料、郷土料理や生活文化等の様々な地域資源が含まれ、地域の歴史文化等の正しい理解のために重要なものと考えられています。

本計画では市内にある指定・未指定文化財全般を「まちなか文化財」と呼び、対象とします。

文化財の考え方



あなたの周りにある文化財のイメージ 「まちなか文化財」



文化財ってこんなに近くにたくさんあって、いろいろなことに関係していたんだ！



身近に文化財があることに気がつくことが大事なんだね



また、前述のような一定のまとまりを持った文化財群を「関連文化財群」と呼び、これらの文化財をつなぐ関連性を、地域の歴史文化の特性をわかりやすく伝えることのできる「ストーリー」として示すことが推奨されています。ストーリーによって、地域の歴史文化を身近に感じ、現代の自分たちの生活につながる基盤と感じられることが、人々の文化財保護意識の醸成を図ると考えられています。

本計画においても、この視点を取り入れて「歴史文化」を捉え、指定された文化財を重点的に守るだけでなく、様々な階層の文化財を面的、立体的に位置づけて「関連文化財群」を設定するとともに、本市を特徴づけるストーリーを例示し、周辺環境と合わせて文化財の保護を目指すこととします。

さらに、近年新しい考え方として関連文化財群が分布する地域などを「文化財保存区域」と定め、そのストーリーと個性にあった保護を面的に行う考え方もあり、今後はそういった区域の設定を検討する必要があります。

また、文化財の「保護」は、文化財を「保存」して未来へ継承することと、「活用」することの両輪からなり、保存と活用は相互に補完しあうものです。本計画では、そのことを明確にするため「保護」、「保存・活用」の用語を分けて用います。

関連文化財群のイメージ

